

平成31年（2019年）例月現金出納検査実施計画

平成30年11月26日 決定

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を次のとおり実施する。

1 実施方針

例月現金出納検査は、現金出納機関の毎月の事務処理が適正か否かを客観的な第三者の立場から把握し、これを保障する意義を持つと同時に、現金出納に係る事故又は不正の防止を図ることを目的として実施するものとする。

また、東久留米市監査委員に関する条例（昭和45年東久留米市条例第2号）第9条に基づき、毎月の出納検査の期日を25日とする。ただし、やむを得ない事由があるときはこれを変更することができるものとする。

2 検査対象

例月現金出納検査の内容は、会計管理者から提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、現金の帳尻と現金残高を確実に確認するものとする。

また、例月現金出納検査の内容について、予算執行課の説明を求める必要が生じた場合は、会計管理者を通じて例月現金出納検査実施日に関係職員の出席を求めるものとする。

3 検査実施日

対 象 月	実 施 日
2018年12月分	2019年 1月25日（金）
2019年 1月分	2019年 2月25日（月）
2019年 2月分	2019年 3月28日（水）
2019年 3月分	2019年 4月25日（木）
2019年 4月分	2019年 5月27日（月）
2019年 5月分	2019年 6月25日（火）
2019年 6月分	2019年 8月26日（月）
2019年 7月分	2019年 8月26日（月）
2019年 8月分	2019年 9月25日（水）
2019年 9月分	2019年10月25日（金）
2019年10月分	2019年11月25日（月）
2019年11月分	2019年12月25日（水）